

■ 事業報告書等の提出について

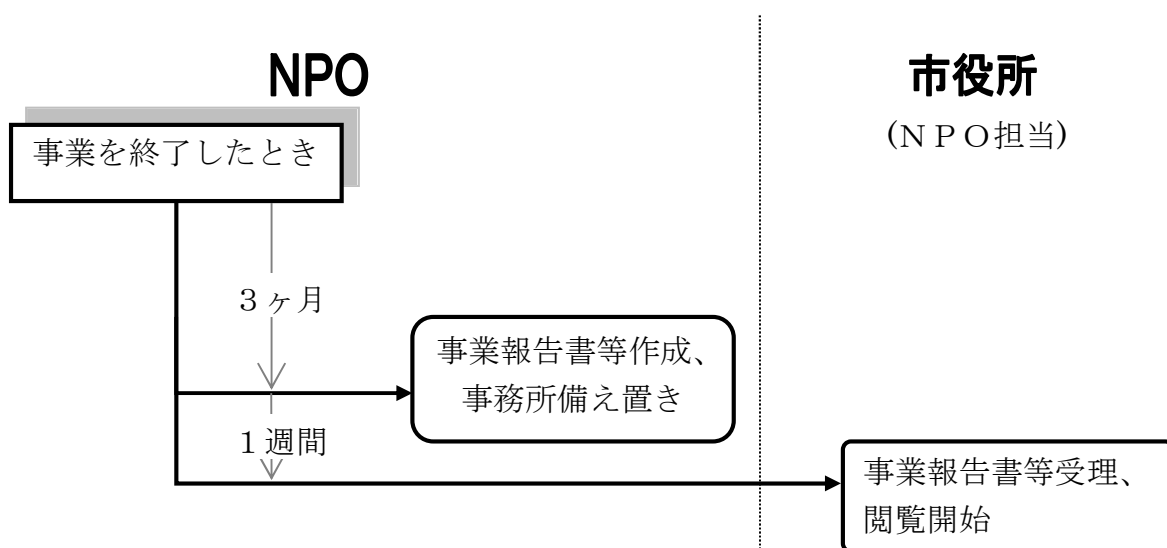
NPO 法人は、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等を作成し、事務所に備え置き、また、(下表提出書類のリスト) を静岡市に提出しなければなりません。

提出期限 毎事業年度終了後、3 か月を経過した日から 1 週間以内に提出してください。
(例 3 月 31 日に事業年度が終了する法人の場合は 7 月 7 日まで)

○提出書類

提出書類のリスト	
①	事業報告書等提出書 (様式第 12 号)
②	事業報告書
③	活動計算書
④	貸借対照表
⑤	財産目録
⑥	年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
⑦	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

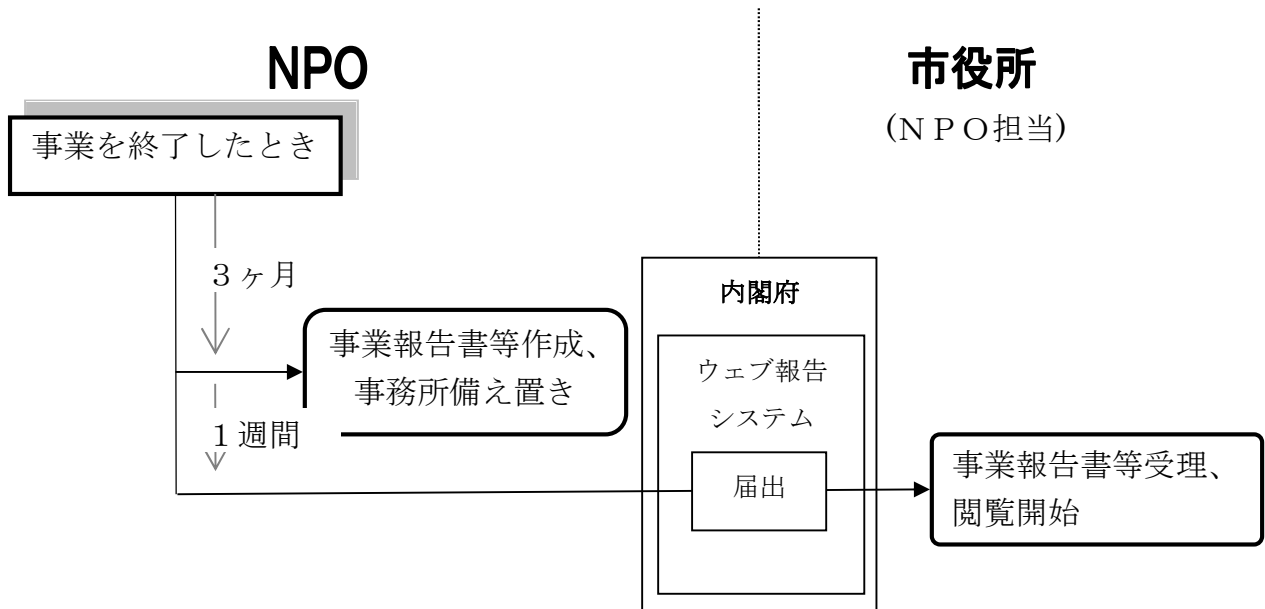
※期限内に事業報告書を提出することは、認定 N P O 法人の認定する要件のひとつとなる場合があります。



○内閣府ウェブ報告システムを利用した際の手続

事業報告書の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用し、オンラインで提出することが出来ます。

手続のフローについては、以下のとおりです。



詳細については、市ホームページをご覧ください。

(https://www.city.shizuoka.lg.jp/912_000215.html)



なお、利用方法に関するお問い合わせは以下のとおりです。

サポートデスク（内閣府）

- ・電話番号：0120 - 876 - 531
- ・受付時間：平日 9：30～18：15（12：00～13：00）を除く
※一部例外として土日対応日あり
- ・NPO法人情報登録（NPO法人限定）問合せフォーム
(<https://form.cao.go.jp/npo/opinion-0017.html>)

